

(論文)

宗教領主背振山の成立と衰退

The establish and decline of religious lord SEVRISAN

吉良 国光

はじめに

中世都市博多を取り巻くように連なる山々には多くの山岳寺院が築かれ、山伏等修験者の活動が活発に展開された地域である。その代表的存在が南の宝満山であり、さらに南東には最近発掘されてその存在が注目されている首羅山遺跡がある。一方南西部の背振山でも、上宮東門寺を中心として、多数の僧坊が築かれ、活発な宗教活動が成され、西には雷山^③、一貴山^①等の山岳修験の山が連なっている。

本稿では、上宮東門寺を中心にして大きな勢力をもった宗教的勢力背振山について考察を加えることとする。特に大きな勢力を持った宗教的勢力が一五世紀後半以降、その勢力を衰退させていく過程とその要因を分析の主眼とする。

第一節 山岳修験背振山の成立

佐賀県と福岡市の境をなして東西六〇キロにわたって連なる背振山系の最高峰、標高一〇五四メートルの背振山は、古くから山岳修験の霊場として、多くの信仰を集めた山である。山頂には上宮とし

て東門寺がおかれ、佐賀県側には中宮として靈仙寺が、下宮として積翠寺がそれぞれおかれていたが、現在は上宮跡には弁財天が、中宮跡には乙護法堂が、下宮として修学院が存在して、名残を留めている。江戸時代の地誌類には「僧坊千坊ありて、東谷・西谷・南谷・北谷に住せり。東谷は那珂郡五ヶ山の処々に坊舎の址有。北谷は南面里 別所 西畑等に在。西谷は椎原、小笠木、脇山等の八村其地也。南は肥前国神崎郡靈仙寺是を中宮と云坂本坊等也」とあり、背振山を取り巻くように多数の僧坊が築かれていた様子が記されている。

こうした背振山の中世における宗教施設として、史料上確認されるところでは宝殿、中宝殿、経所、大講堂、多宝塔、鐘楼、権現堂、九間拝殿、乙護法所、乙護法宝殿、三郎護法宝殿、箕護法宝殿、東門寺政所がある。この他後述するように筑前国側の山麓の脇山には下宮や堂舎、脇山政所等がおかれている。さらに多数の僧坊が築かれており、名前のわかるところでは常楽坊、円光坊、宿室坊、大式坊、積善坊、円覚坊、成就坊、大教坊、真藏坊、心融坊、功惠房、教月房、五戒坊、実城坊、金光坊、寂光坊、円周坊、上ノ坊、政所坊、水上坊、上宮本坊等の坊がある。こうした施設において乙護法所では大般若経の月次転読・公私の御祈祷、大講堂では仁王経の購読が、その他元日・正月七ヶ日の祭礼や修正会、五月五日の祭礼をはじめとして「年中廿五ヶ度御供」とあり、様々な祭礼が行われていた。

祭神については史料上「龍樹権現跡を下、徳善大王、弁財天、乙護法の霊場」、「本^④龍樹三所権現、鎮^⑤者乙護^⑥童子^⑦」、「大悲三所権現竜樹^⑧士、^⑨善帝王八所皇子、大悲大行事乙護法^⑩」等とある。乙護法については、『溪嵐拾葉集』や『肥前古跡縁起』に記載

があり、それによると、天竺国の徳善大王と后弁財天の十五番目の王子で、生後七ヶ日で行方不明になり、大王は竜樹菩薩に行方を尋ね、菩薩は天眼通を現し、三千界を知見して、西海の背振山に王子が居るのを見つけ、これを聞いた徳善大王は残りの十四人の皇子を引き連れ、龍樹菩薩と共に我が国に影向したのが、背振権現とされている。また背振山の弁財天は、日本三大弁財天の一つで、水神として信仰され、それに対して乙護法を背振山を守護する山の神であるとする見解もある。

背振山の史料上の初見は、貞観二年（八七〇）で、この年正六位上から従五位下に叙されている。天文八〜九年頃のものと思われる東門寺衆徒申状には、「一元□□御時、當山湛譽上人」とあり、背振山の湛譽上人のことが記されている。湛譽については『玉林苑』や『肥前古跡縁起』では、「元明の聖代」とか和銅年間の人としているが、吉田扶規子によると「平安初期の背振の住僧」で、天台系の僧侶であり、「字僧を旨指すよりも、むしろ山林を抖擻しつつ修行を重ねる修験僧」である、とされている。つづいて播磨国書写山円教寺を開いた性空は天曆二年（九四八）日向国霧島から背振山に移り、康保三年（九六六）播磨国書写山に移るまで背振にて修行をしている。性空は、山林抖擻を宗とする法華經の持経者である。また『元亨釈書』には性空の甥の皇慶阿闍梨の背振入山を記している。さらに嘉保三年（一〇九六）背振山上宮住僧睿恒聖人は大藏種房に対し、「図彼野御山北坂本為建立下宮并堂社、永禁断殺生成仏地、令住僧侶、奉祈天下安穩」ために私領である脇山地方の施入を依頼しており、種房はこれを聞き入れ、四至を限り施入している。背振山を「御山」＝比叡山に模して、脇山地方を坂本のように下宮・堂舎を建立せんがために施入を頼んだものであり、睿恒は天台

系の僧侶で、開発や勸進を行う修験僧であったと思われる。また康治元年、法華經一二部と止観經一部を書写して、背振山上に経塚を営んだ「大勸進僧増忍」は勸進活動を行う天台系の僧侶で、法華經や止観經の持経者である。さらに近年調査の進んでいる真福寺大須文庫からは榮西に関する書籍の類も見つかっており、その中には榮西と背振山の関係を窺わせる物も含まれている。榮西著『隱語集序』には「在り鎮西二名山、号シテ曰フ背振中山ト、在ス者年ノ法師、諱琳海、是レ年来談話之善知識也」とあり、榮西と背振山住侶琳海の交友を示している。同じく榮西の自筆本の『重修教主決』卷三末尾には、寿永二年に書き上げた「破文」（『重修教主決』六卷）を「借遣背振山於教弁供奉庵室、依失火焼失了」とあり、背振山の教弁に貸し遣わした所、火災により焼失した事が記されている。背振山には、榮西がもたらしたとされる茶木の話も伝えられており、榮西と背振山は深い関係にあった。

こうした性空や榮西等との関係をみるにつけても、平安末から鎌倉初期にかけての背振山東門寺は、かなり大きな社会的勢力を有する山岳寺院であったであろう。天台系の勸進僧や山林抖擻を宗とする修験者の活動が背振山系に広く行われており、それにより背振山東門寺の宗教的・経済的活動も支えられていたと思われる。そのためであろうか、『玉林苑』には「伝教弘法慈覚智證、渡唐の波を凌し、先此勝嶺の雲を分、祈願の誠を凝さしむ」とあり、少なくとも鎌倉時代末期にはこうした最澄・空海・円仁・円珍が背振山に渡唐成就の祈願を行った、とする認識が成されていた。天文年間の東門寺衆徒申状には「所祈者文官武職之靜寧、顯教密教並修、所稀者天下海内之安穩」とあり、公家・武家のための祈祷を行う顯密並修の山岳寺院であった。

第二節 背振山の寺務機構

背振山は、上宮東門寺を中心として多数の寺社や坊によって構成され、多くの僧侶を抱えていたと思われる。彼等は「背振山（東門寺）衆徒」と総称され、また康治元年（一一四二）の背振山出土の経筒には「東西満山護法聖衆」とあり、衆徒の構成は大きく東西に分かれ、さらにその内部はいくつもの集団に分かれていたと思われるが、詳細は不明である。彼等は「背振山衆徒」「東門寺衆徒」の名において、僧成賢の背振山領肥前国柳嶋村地頭職に関する証判や河上社遷宮幡役に関する請文を作成したり、火災に伴う繪旨・御教書以下の証文の紛失状を作成したり、後述する背振山領横山六三町の還補を求めて大内氏に訴えたり、背振山領における徳政の実施を伝える大内氏奉行人の連署奉書が宛てられたりしている。こうした衆徒としての意志決定機関としては、おそらく外の寺院と同様特に重要な事柄については満山衆徒の参加による合議機関が存在したと思われるが、執行機構としては正和年間（一二二一―一二二七）のものと思われる以下の史料からうかがうことができる。

賢秀讓状并覚秀避状明白之上、當知行無相違之間、為後証、衆徒等加署之

一和尚法橋上人位 在判
 權律師法橋上人位
 法眼和尚位
 大法師
 阿闍梨
 大法師 在判
 法橋上人位 在判

（後欠）

この史料は先師智妙坊賢秀から重代相伝の私領である肥前国柳嶋村地頭職を譲られた僧成賢が、覚秀の非分押領を博多の探題に上訴し、成賢の當知行が認められた後、衆徒の証判を請うた事に対して出された証判の部分である。後欠であるが、一六名の名前が記され、そのうち一和尚を含めて七名が署判をすえており、衆徒の名前は僧位・僧官によって記されている。また永徳二年の河上社遷宮幡役に関する背振山衆徒の請文の署判部分は次のようになっている。

永徳二年三月□□

政所大法師行準
 大法師種成
 法師成準
 衆
 阿闍梨明海
 權律師兼成源
 權律師 長秀
 眼和尚位明舜

法眼和尚位
 阿闍梨
 阿闍梨
 權律師法橋上人位 在判
 大法師 在判
 法橋上人位
 大法師 在判
 阿闍梨 在判

經準
師貞準

破損等により、全ての構成員を判読できないが、同様に法師、阿闍梨、律師等の僧位・僧官を肩書に持つ僧侶により構成されており、彼等が日常的な背振山の寺務を執行していたと思われる。また背振山衆徒と東門寺衆徒はしばしば同義語的に使用され、後述するように彼等は「山上御役人」「とか「山上御衆中」と呼ばれていることから、これら執行機関の中心は上宮東門寺におかれていたとみてよいであろう。こうした僧位・僧官により秩序づけられた階梯制度は、おそらく鎌倉時代末期にはかなり形骸化、崩壊の途にあったと思われるが、まだ形骸化しつとも存続していた様子が窺われる。こうした執行機関の構成は、その後変化を見せる。長享三年（一四八九）の紛失状の署判部分は次のようになっている。³³

長享三年正月廿二日

一和尚
五戒坊 英澄 判
実城坊 貞秀 同
大教坊 恵秀 同
円光坊 秀準 同
真藏坊 準眺 同
金光坊 慶宥 同

「一和尚」が「五戒坊英澄」にかかるのか否か、判断しかねるが、いずれにしてもここに署判をすえている僧はすべて「坊」と住坊の肩書が付けられている。僧位・僧官に代わり、いずれの坊の住侶であるか、とすることが重要視されるようになっており、坊が

力をもつ、門閥主義的傾向を帯びるようになっていた。また天文二〇年（一五五一）、早良郡内背振山東門寺領横山六三町内円覚坊領中山村内北田下より二段に関する与四郎と田中左衛門尉の相論に関する裁許を下した文書の署判部分は次のようになっていた。³⁴

天文廿年五月十日

法師永賀（花押）
成實坊秀兼（花押）
円覚坊長眺（花押）

端裏書には「証文之状 東門寺」とあり、この三名が東門寺の寺務執行機関を構成していたと思われるが、人数も少なく、永賀以外は坊の僧侶となっている。

こうして鎌倉・南北朝期にはまだその姿を留めていた位・官により秩序づけられた階梯制度は、十五世紀以降になると崩壊して、各坊から選出された僧により執行機関は構成され、また構成員の数も少なくなり、執行機関自体が縮小の傾向にある。この事は次に述べるように、背振山東門寺をめぐる大きな経済的・宗教的变化に根差したものである。

第三節 背振山の所領について

背振山の所領は、地域的に見ると、背振山の南から東側にかけての肥前国、一部筑後国に及ぶ地域と、北側の筑前国に分布している。肥前国では神崎庄、三根郡、河副庄、養父郡に点在しており、北側は背振山膝下の脇山地方が背振山領となっている。内容的に見ると多宝塔免や乙護法所大般若田、大講堂灯油免等の免田、脇山地方に見られるように領域的に一円所領として領主権を有するもの、

河上社等の免田を背振山の僧侶が給主として知行しているもの到大別される。もちろん背振山領を背振山の僧侶が給主として知行している例も多くみられる。

肥前国側の背振山の膝下に当たたる神崎庄から見えていくことにしたい。

既に述べたように、正和年間頃、僧成賢は賢秀から譲られた「肥前国柳嶋村地頭職」を覚秀が横領したとして博多に上訴し、覚秀は去状を出し、背振山衆徒の証判を得ている。建武元年（一一三三）背振山は「神崎庄内柳嶋村田島半分」の返還を訴え、認められている。さらに文明一七年（一四八五）東高盛は水上坊に対し「背振山領肥前国神崎郡柳島村并に坂本之内坊地式ヶ所事、任代々御支配之旨、寺務不可有相違」として、安堵を行っている。成賢や覚秀は水上坊の僧かと思われ、また地頭職を持っていることから在地の豪族の出自であろう。柳嶋村は神崎庄内に含まれてはいるが背振山領であり、水上坊の住僧が地頭職等知行権を持っていた。

元亨二年（一一三二）実成律師成舜は神崎庄小崎郷加納下東□□橋爪里三坪二杖驢水町二丈中・賀崎郷小津里二十八坪田□□杖・東郷田地三丈中等を「今に知行相違無」として、前対馬守某から安堵されている。これらの田地は「聊不可有公事諸役」地であり、この史料が修学院文書に含まれている事から、背振山の免田であり、成舜は修学院の僧であろう。

また応安六年（一一七三）、藤原貞氏は「肥前国神崎庄東郷上柏原里七坪」の多宝塔免三段を浄光阿闍梨御房に譲与して、貞氏家門繁盛の祈禱を依頼している。それには「此田地者、本自背振山知行之所候上、為免田之間、適多門坊御事、為同法之上、山里異于他近付申候之間、相副本証文、永代所讓與中也」とある。多門坊とは浄

光阿闍梨のことであり、「同法」とあるから、貞氏も背振山の僧侶であろう。つまり神崎庄東郷上柏原里七坪三段は背振山の多宝塔の免田であり、その知行はこれまで背振山の僧侶である藤原貞氏が重代相伝明して事がわかる。大園隆二郎氏によると浄光は俗名国分又次郎長季であり、貞和四年（一一三三）足利直冬が河副庄の長尾山福満寺を再建した時に「大勸進沙弥浄光藤原氏、肥前之国府之領主」とあり、福満寺の再建に大勸進として助力している。永仁四（一二九六）背振山住明準は親父西願と師匠から譲られた河副庄社免田等を安堵されており、河副庄内に背振山領の存在をうかがう事ができるが、応永二年（一四一五）の史料によると、河副庄福満寺末寺の妙福寺領の内新合名二坪一町は「背振免」とされている。河副庄内の長尾山福満寺は背振山と深い関係にあり、『長尾山年譜』には「當山（長尾山）より背振山の住持に赴きし師」として教辯や明準、準海をはじめとする僧侶の名前が挙げられているが、この内教辯は、背振山の僧侶として、承久三年（一二二二）の筑後国高良社定額僧注文に最勝講の新定額僧として江上村に料田一町を宛てられている。以上のように、神崎庄から河副庄にかけて背振山との関係が深い。中宮靈仙寺跡から大量の輸入陶磁器が出土している問題と合わせて考える時、背振山にとってこの地方が単なる所領の問題以上に、交通上貿易品の輸入基地としても重要な位置を占めていたと思われる。

次に三根郡についてみる。正安二年（一一三〇）法橋長印は水上本坊、上宮本坊、同（上宮）政所職、筑前国脇山免田屋敷敷在家、筑前国岩門郷別所毘沙門寺院主職・同免田在家等と共に肥前国袋向嶋免田島在家等を文殊丸に譲与している。さらに天文一四年（一五四五）少式冬尚は背振山政所坊に対し、「肥前国三根郡之内袋向嶋

四十町地」を不入地として安堵している。袋は向嶋の東に隣接する枝村であり、この一帯に四〇町の規模をもち、田畠在家を含む一円領域を持った背振山領が存在していた。向嶋には乙護法善神や弁財天を祀った乙護神社や睿恒聖人の墓と言われる石祠がある等背振との深い関係を窺わせる。また応永二〇年（一四一三）明源が肥前国三根郡坊所郷宮富名内田地一町を若松殿に譲った譲状には「背振山乙護法所大般若田也、殊致月次転読之、可致公私御祈祷」とある。宮富名内田地一町は背振山乙護法所で毎月大般若経を転読するため免田であり、この田地を知行している明源や若松殿はそれらを行う背振山の僧侶であつたと思われる。

以上のように、背振山の免田を背振山の僧侶が知行している例が多く見受けられるが、それは彼等が元々この地方の豪族に出自を持つものであり、その所領の一部を背振山に寄進し、出家した後も、知行権は保持していたことに因るものであろう。

この外、貞和七年（一三五五）足利直冬は、筑後国板井庄古飯村の地頭職を背振山に寄進しており、弘治三年（一五五七）良龍は水上坊を祈願所として、養父郡神辺村内国泰寺三町三段を安堵している。また、承久三年（一二二二）の高良社定額衆注文によると、背振山住僧が筑後国大善寺玉垂宮の定額僧となっており、本定額衆に三名、新定額衆の内、最勝講に二名、金剛般若に一名の計六名が玉垂宮の定額衆となつて、三潜庄内の藤吉、江上、西牟田、高屋等の各村にそれぞれ一町の料田を与えられている。

次に、河上社の免田を背振山の僧侶が給主として知行しながら、神役を対捍して訴えられている例が多く見受けられる。元亨三年（一二三三）、背振山僧侶学円坊長政は河上宮最勝講免である肥前国三根西郷久能向嶋正義名田地三町を知行しながら、神役を対捍し

たとして、河上宮雜掌に訴えられている。「正応以来未済」とあり、鎌倉時代末期から南北朝期にかけて神役の対捍が恒常化していた事がわかる。年月日未詳であるが、国司初任・重任の時の勘料支配に関する河上宮の免田給主注文によると、給主として背振山の名前が記載されているものに「大万六十疋」「本大六十疋」「勢万四千疋」「正義九十疋」がある。正和四年（一二二五）、背振山僧侶善陽律師成秀は河上社幡免一町を引き募りながら、今に課役を勤めず、として河上社雜掌禪勝から訴えられているが、その後も未進がつづき、善陽律師・深教律師・大式房と三代続けて勤めず、更に永徳二年（一三八二）には今川仲秋から背振山衆徒御中に、至徳元年（一三八四）には今川了俊から背振山善陽律師跡にそれぞれ沙汰するよう命じられている。

以上のように、河上宮の免田（名田）等を、背振山の僧侶が給主として知行して、課役を河上宮に納めていたが、鎌倉時代も末期になると、課役を対捍するようになる。これらは彼らが背振山の僧侶と云うよりも、むしろ在地豪族としての側面を示すものである。

次に背振山の北側、筑前国側についてみていく。筑前国内の背振山領は、北側の膝下に当たる脇山と東北側膝下の岩門郷に存在している。このうち岩門郷については、前述の法橋長印の譲状に「岩門郷別所毘沙門寺院主職、同免田在家等」とあり、背振山の別所として毘沙門寺が設けられ、免田・免在家が寄せられているが、それ以上は知り得ない。

脇山地方については、比較的史料に恵まれ、また既に触れたこともあるのでそれらを参照していただくとして、所領支配の推移を中心として、要点を述べることにしたい。既に述べたように、この地方は嘉保三年に背振山住僧睿恒聖人の願いを聞き入れた大蔵種房が

相伝私領を四至を限って施入する事によつて背振山領として成立したものである。鎌倉時代から南北朝期にかけては、「筑前国早良郡脇山院内背振山上宮領」「背振□□宮領筑前国脇山院」とあり、「脇山院」と呼ばれている。その後十六世紀の史料には「筑前国早良郡之内背振山東門寺領横山六十参町之内」とか「横山六拾三町者、前々悉寺領候之所」とあり、脇山に代わり、「横山」と呼ばれるようになっており、六三町の田数がみられる。天文一七年の史料には「廿五名御百姓衆」とあり、二五の名から構成されている。史料上確認される名としては大辻名、おくの名、窪名、紺屋名、専道名、太郎丸名、南名、弥鬼丸名等があり、このうち太郎丸名一町九段と窪名一町四段三丈・窪屋敷七段余は坪付が残されており、現在地に比定する事ができる。また一五世紀後半以降になると、鳥飼、結城、馬田、田中、重松、平河等の地侍層が成長してきており、彼等を中心として「御百姓中」「各々中」と呼ばれる共同体Ⅱ惣村が形成されている。史料上確認される村は中山、小笠木、脇山、広瀬、石釜、下之畑、内野等である。そしてこれらの村々を含んだ横山郷全体で「六十三丁御老中」「寄合中」と呼ばれる地侍層により構成される共同体Ⅱ惣郷がおそらくは横山神社を中心として形成されていたと思われる。

こうした在地構造を持つ脇山院・横山郷であるが、背振山の所領支配はどのようになされたのであろうか。鎌倉から南北朝期にかけては、寺領の安堵等については一和尚の下文や下知状によりなされている。

一和尚（花押）

下 新次郎実房所

背振^{山上}□□宮領筑前国脇山院^{中山北}□□六郎大夫跡名田□□草□段参

杖^{杖頭}出^者下作職事

右地者、自往古、一和尚^{運方}止在家分也、□□□実房之^{相方}□伝代
□依無相違、或公事以下致忠勤、或□□□井料田之上者、□可
預御下知旨申之間、所宛□也、迄子□孫々、令進退領掌、於年
貢以下公事者、守先例、至井料□役□、可全人夫雜事之状如
件、

元徳二年^六月廿七日

一和尚の袖判下文により、新次郎実房相伝の六郎大夫跡名田の安堵が成されている。また建武二年（二三三五）法橋隆舜が早良郡脇山院内背振山上宮領中山引地屋敷・坊雑舎を二〇貫文で性如御房に売却した文書には「且彼坊敷者、先一和尚慈心代ニ為仏地之間、不可有余儀之旨、賜下知状之間、付彼屋敷、□母無公事之地也」とあり、一和尚下知状により寺領であることが認められている。さらに正平一三年（一三五八）の修正免以下をめぐる長基と善阿の相論に関する長基の中状には「青蓮依年貢対捍、被闕所云々、（中略）鶴若女當知行之所々、皆以青蓮之跡也、号一和尚御下知者、安堵之事歟」とある。詳細については不明な箇所もあるが、一和尚の下知状により所領の没収や安堵が行われたことが理解できる。また正和四年（一三一五）「筑前国脇山政所学円房長政」は怡土庄名主山北孫六三聖が住吉宮先座主長弁に与力して、背振山領弥鬼丸名内に乱入し、苅田・放火・刃傷狼藉を行った旨を少弐貞経に訴えており、背振山は現地支配期間として、脇山に「政所」をおいていた。おそらくは政所が年貢徴収等の寺務を行っていたのであろう。

その後、一四世紀後半から一五世紀前半にかけて資料的徴証を欠いているが、一五世紀後半以降になると、社領の呼称と支配の在り方に変化が見える。呼称についてみると、長祿四年（一四六〇）六

郎三郎が窪名の四至と坪付を注進した史料には「筑前国早良郡背振山中宝殿免積善坊分くほの名堺之事」とあり、「彼坪付令所披見也」とする積善坊英隼の裏書が加えられている。これ以後「筑前国早良郡背振山東門寺成就坊領小笠木之村」とか「筑前国早良郡背振山田覚坊領中山之村」とあり、背振山の社領を表す場合「坊領」という表現がみられるようになる。中山村は田覚坊に、小笠木村は成就坊に、窪名と屋敷は積善坊にそれぞれ付けられており、坊とこれらの村や名はおそらく地理的にも近い関係にあったと思われる。坊は、「領主」や「地頭」と呼ばれ、他方「地主」「作人」と呼ばれる下作職所有者は地侍層が多くを占めているが、中には「平次郎」「与四郎」「六郎三郎」等の一般百姓層も含まれている。

坊は地主・作人等に対して年貢の徴収を行うと共に、下作職の安堵や没収等の進止権を持っており、「若対地頭於不義者、可新者也」とあるように強固な支配権を有している。また坊自身が坊領の支配を行うだけでなく、下作職の買得等により、加地子の集積を図っている。一例を挙げれば、小笠木村内仙道分七段内三段を大教坊は買得していたが、享祿三年（一五三〇）背振山領に大内氏による徳政が行われたため、買得していた三段は返還され、天文五年（一五三六）には本主仙道の進退するところなっている。さらに坊領内の相論に関する裁許も行っている。例えば、天文一七年（一五四八）、積善坊領内の窪屋敷内「ますはり」に関する鳥飼新兵衛尉と六郎丸平左衛門尉の相論について、積善坊真海は「新兵衛尉方申所無余儀之」として、鳥飼氏に付け置いている。

以上のように、脇山に現地機関として政所を置き、一和尚を中心とする背振山衆徒により行われていた脇山院支配の在り方は、一五世紀後半以降になると、横山郷と呼称も代わり、村や名を坊に分け

与えて、「坊領」と呼ばれるようになり、坊は下地進止権を有して強固な下地支配を展開するようになった。こうした背振山の支配の在り方の変化の根底には、前に述べたような地侍層の成長とそれに伴う惣村、惣郷の成立という在地構造の変化があったものと思われる。さらにこうした所領支配の変化・坊による所領支配の出現が、前に述べた背振山衆徒の執行機関の構成の変化とつながっている事は間違いない。

第四節 背振山の衰退

背振山の宗教的勢力が最も盛んだったのは、平安後期から鎌倉期にかけてであり、南北朝期以降になると、徐々に給人や戦国大名等の侵略等により、所領の減少と堂舎の荒廃が進む。建武四年（一三三七）、一色道猷は甲乙人が兵糧借用と号して、背振山領に乱入し、乱暴狼藉を働くことを禁止しており、康暦二年（一三八〇）今川了俊は、背振山衆徒による、山領所々の半済分の返付が実行されない事の訴えを受けて、給人等の押妨の停止を命じている。文明一六年（一四八四）大内氏家臣東尚盛は、神崎郡東郷背振山領坂本につき「衆徒御散在之上者、帰山之間、可為御公領歟、雖然多聞坊円秀懇望之旨、令披露候、任上意渡進之候」として、衆徒が散在しているので、帰山するまでは公領として没収しようとしたが、多聞坊円秀が懇望したため、返付している。さらに享祿三年大内氏は背振山衆徒の愁訴を受けて、背振山領に徳政を実施しているが、それを伝える奉行人の連署状には「當山領六拾參町事、半済已後、度々被付給人、於□拾壹町五段依當知行候、堂舎及大破、坊寮令顛倒候」と

ある。背振山領横山六三町は半済の実施と給人への宛行い等により、一一町五段にまで減少している。さらに天文八〜九年頃の東門寺衆徒等申状には次のように記されている。

永享九年石釜・曲淵大給被仰付、其餘或者被成御半済、或者他寺江依有御寄進、山上持留僅十一丁五反也、當此時、講堂本社并鎮主其餘社頭増廢損年、襄零落日、然則満山衆徒等、不可加修理、遅々春朝者一鉢底恒空日暮、冷々冬夕者三衣蓄至疎夜明、志雖堅於金石、力既輕於塵埃、更有何便逐再興望哉、剩老若学侶逃亡田里、上下之僧衆散在聚落、晨鐘夕梵誰人勤之、焼香供花何輩修之哉、仰願者、横山六十三丁之事、這般被成御還補者、講松搦柏城瑞籬、專殫蕪蘆藻之礼賽、敬白毫金口之尊容、礼丹菓口之妙相、神事仏事、不可有怠者也

当時の背振山東門寺衆徒の追いつめられ、貧窮した様子が誇張を交えながら切々と訴えられているが、この中で「剩老若学侶逃亡田里、上下之僧衆散在聚落、晨鐘夕梵誰人勤之、焼香供花何輩修之哉」と述べられていることはある程度事実に基づいていると思われる。これは先の東尚盛の書状に「衆徒御散在之上者、帰山之間、可為御公領歟」とあるのと同様の事実である。当時背振山上には、朝夕の鐘を撞いたり、焼香や供花に事欠く程僧侶が不在であり、彼等は麓の田里・聚落に下りている。背振山の僧侶は、山上での修行や学業の生活から、麓の集落に活動の拠点を移している事が窺える。背振山衆徒の主張にしたがえば、横山郷の社領が六三町から一一町五段にまで縮小したため、社頭は荒廢し、山上での宗教的営みを行えず、麓の田里・集落に下りていった事になるが、一方東尚盛は衆徒が散在して、山上にいないので、帰山するまでは坂本は没収して公領とする、と主張しており、双方同一事象の因果関係に対して正

反対の主張を展開している。おそらく両方の要因が絡み合いながら、背振山衰退のスパイラルが展開されたものと思われるが、基本的要因としては、背振山の衆徒をしてその活動の拠点を山上から麓に移行させる社会的要因があったものと思われる。その一つとして前に述べたような所領支配の面だけでなく、宗教的要因も考えられる。

脇山に含まれる池田の大日堂には大日如来坐像が鎮座しており、この大日堂に奉納された鰐口には、次のような銘文が記されていた。

奉寄進背振山東門寺大日堂之御宝前

天文七年六月吉日 施主結城兵部丞房実敬白

施主となつていている結城氏は、小笠木村を本拠地とし、専道（仙道）名を有する地侍層で、池田を本拠地とする池田兵衛尉とは親類関係にあつた。また大日如来坐像の胎内には次のような墨書銘の木札が納入されている。

大村兵庫助多々良興景（花押）

氏女多々良午歳

大内氏の早良郡代である大村興景が女（むすめ）七歳の記念にそのすこやかな成長を祈念して造立したものであるか。本像は、像高八〇センチ、桧材の寄木造で頭・体部共に内刳が施されており、胎内には次のような銘文が記されている。

「常楽坊 □海

惠海 采海 秀慧 円光坊

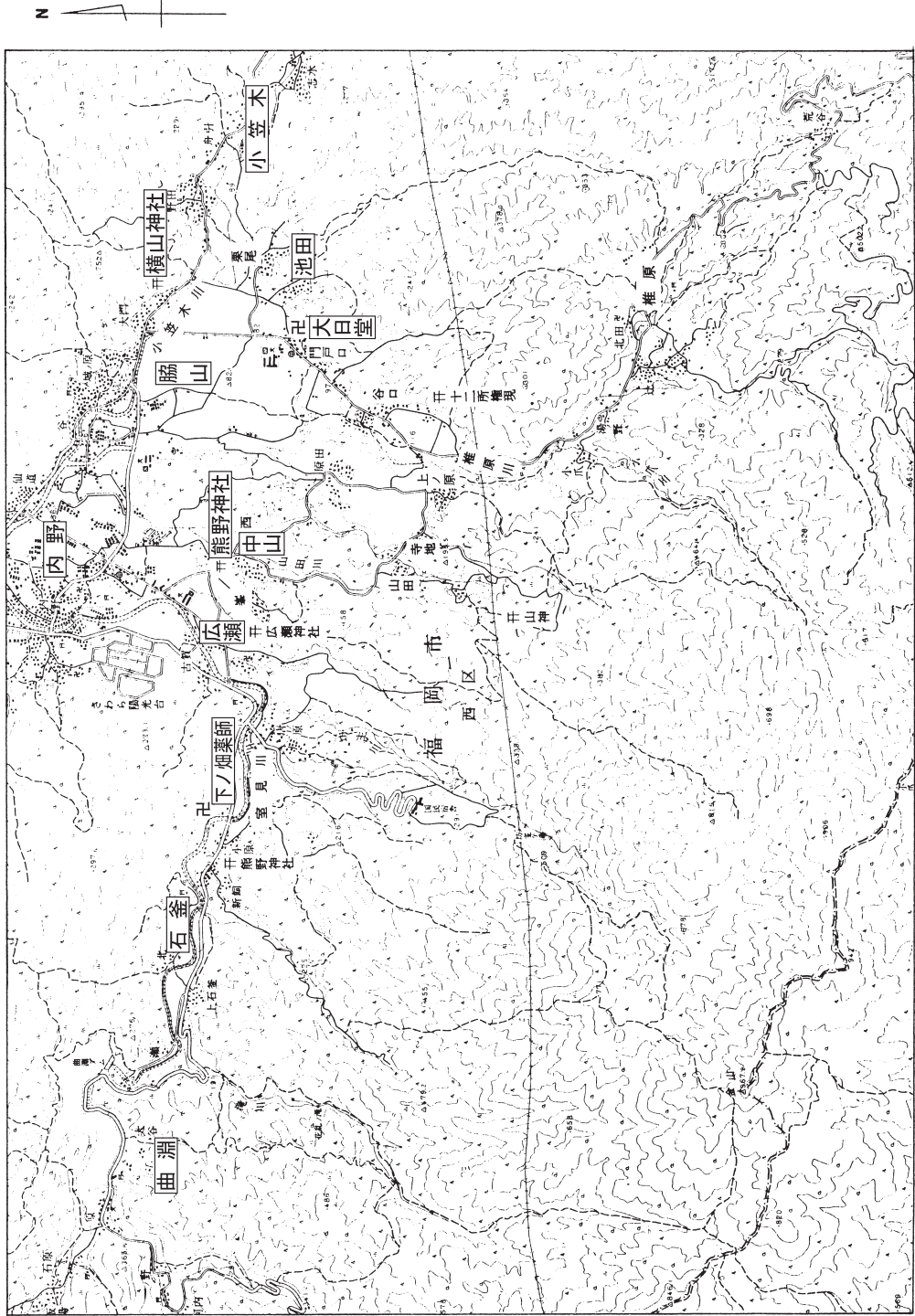
秀慶 宿室坊 澄海

永賀 良眺 真海

貞看 賢栄 真賢

長眺 堯海 中納言

（右臂内）



地図 背振山領脇山院の図



写真(1) 大日如来坐像

「箱田役 脇山内旦那
宇奈中役 内野諸旦那
治田殿 小笠一村旦那
山田殿
飯田殿 為現世安穩後世
善処

諸旦那 敬白

天文七年^{戊戌}霜月八日

「(左臂内)

右には背振山の坊と僧侶、左には箱田氏や飯田氏等この地域に給地を宛行われた大内氏及び筑前守護代杉氏の被官、そして脇山、内野、小笠木の旦那衆が記されている。脇山、小笠木、内野の旦那とは、鰐口を奉納している結城氏等各村の地侍を中心とする村落住人

層であろう。ここには郡代、給人層、背振山の僧、村の住人層等この地域を取り巻く諸階層のほとんどが結縁しており、大日如来坐像をめぐる信仰圏の存在をうかがうことが出来る。そしてこの大日如来坐像信仰の宗教的役割を務めたのは云うまでもなくここに名前のみえる背振山の僧である。大内の滅亡とともに早良郡代や給人層の多くは、早良郡から撤退しており、その後大日堂と大日如来坐像を信仰し、守り続けてきたのは、背振山の坊の僧と池田周辺のこれら三村の住人であろう。ここに背振山僧侶が、背振山上から麓の集落に宗教的活動を移した事的一端をうかがうことが出来る。この僧の内、永賀、秀慶、真海、長暁等は文書でも存在が確認できる。

前掲の天文二〇年五月十日の円覚坊領中山村内北田下より二段の与四郎と田中左衛門尉の相論を裁許した文書には法印永賀、成就坊秀兼、円覚坊長暁の三人が署判を据えており、この内永賀だけは肩書が坊ではなく法印となっている。また上ノ古波新三郎と牛方民部丞相論の地に関して、給主かと思われる「法倉」(船越備前入道の法名であろう)は田中・鳥飼氏等「六十三丁御老中」に「山上御役人」への愁訴を懇願しており、これに対し御老中は山上に愁訴を行っている。その老中の船越氏に対する返書には「於山上御衆中者、多分無余儀様ニ雖仰候、永賀法印一円ニ無御分別候」とある。法印永賀は山上御役人とか山上御衆中と呼ばれる背振山上の執行機関の中心にいた事が理解でき、霊仙寺跡から出土した永禄二年(一五五〇)の胎藏界大日如来の種子を刻んだ板碑を造立したのも彼であろう。真海は積善坊の僧であり、積善坊領である窪名や窪屋敷に関する支配や安堵等を行っている。長暁は円覚坊の僧であり、前掲の天文二〇年の円覚坊領の相論裁許に署判を据えており、さらに次のような譲状が残されている。

筑前国早良郡 背振山円覚坊領中山之村大辻名蘭田壹段、森之下
式反、合參段并三町分半田半屋敷共三宮丸か子六郎太郎讓渡所実
也、然者年貢小納所まんさう公事等、相勤仕、無地之好、可相拘
者也、右參段之内、蘭田壹段年貢之事、當社まつり當候する歳ハ、
為御供米可指置候（中略）

天文參年^神五月十五日

円覚坊長暁（花押）

円覚坊長行が中山村内の大辻名内三段の田地と三町分半田半屋敷
を宮丸の子六郎太郎に譲与したものである。中山村自体は円覚坊領
であり、譲与した田地等は長暁が集積した下作職であろう。本文中
の「當社まつり當候する歳ハ」の「當社」をどの神社に比定するか
については、背振神社とする見解もある。しかし中山村自体が背振
山東門寺領であり、その内の蘭田の年貢を「當社」の祭りが当った
年は、祭礼の用途として指し置く、という事から考えれば東門寺・
背振神社関係は考えにくい。前述したように、当時村毎に地侍層を
中心とする物的結合が成立していたことからすれば、この「當社」
とは中山村の鎮守社である可能性が想定される。中山村の鎮守社と
しては、村の入口に鎮座し、江戸期の地誌類に中山・山田村の産土
神として記されている三所権現社（熊野神社）が考えられる。そう
であれば円覚坊は中山村を円覚坊領として支配しながら、同時に村
の鎮守社の祭祀にも深く関与していた事になる。また石釜下ノ畑
に鎮座する薬師如来坐像の像底には次のような銘文が記されている。

謹

奉新造

薬師瑠璃光如来

一鉢為現世安穩後
世善處也



写真(2) 薬師如来坐像

于時文明三稔^神霜月十二日

願主^神旦那^神出雲守家久

敬白石^神□

願主石釜氏は石釜を本拠地として、後に鳥飼姓を名乗るようにな
る。一六世紀になると窪名・窪屋敷、広瀬村の紺屋名、広瀬宮の修
理免田等を所有し、曲淵氏から入部庄内二町を宛行われる等、この
地方を代表する地侍層の一人である。この薬師如来は像高約三五セ
ンチと池田の大日如来像からは一回り小さく、おそらく一木造で内
剝も施されていない等、非常に素朴な土着的雰囲気を持った像であ
る等、大村氏と鳥飼氏の勢力の大きさに比例した造りではある。鳥
飼氏に限らず各村毎に社会的・経済的にも力をつけてきた地侍
層は、この様に「現世安穩、後生善處」等様々な願い事を込めて仏

堂を造立したり、石塔類を造立したり、草庵を営んだり等の信仰上の営みを活発化させており、こうした在地諸勢力の宗教的要求に答える形で背振山の僧侶は、その宗教的活動の場を背振山上から、麓の集落に移していった、と思われる。

こうして、背振山の僧がその宗教的活動を山上から麓に移していった結果、山上の僧の活動、人数共に衰退、減少の一途を辿り、その結果として東尚盛の書状に見られるごとく背振山領、特に上宮東門寺の所領も減少の一途を辿っている。天文一八年（一五四九）、大内氏は早良郡脇山一二町について東門寺に安堵している。大内氏滅亡後この地方を支配するようになった大友氏に対し、背振山衆徒等は、大内氏時代に半済等により僅か一一町五段となった寺領に対する小田部宗雲の押領・非法の停止を訴えている。さらに天正八年（一五八〇）に筑前に侵入してきた龍造寺氏に対し、背振山東門寺は寺領の不入を申請し、その祝儀としての札銭を寺領の百姓等に課している。具原益軒の『筑前国統風土記』には「欽吾中納言秀秋、当国の主となられし時、国中の寺社領を没収せらる。此時此地の領をも、悉く取上られしかは、いよく再興の頼もなく、僧徒も所を去て、つゝに廃亡の地と成ぬ」とあり、この後肥前鍋島藩による再興が進められるまで、背振山は荒廃同前の状態が続いたと思われる。

おわりに

最後に、以上のことをまとめておきたい。

背振山が社会的に大きな勢力を有したのは、平安末～鎌倉時代である。上宮東門寺をはじめとして、中宮や下宮等多くの寺社と付属

した建物、坊舎が立ち並び、ここでは公家・武家のための祈禱を中心として様々な宗教上の儀式、法会等が行われる顕密並修の山岳寺院であった。性空をはじめとする様々な宗教者が修行を行い、特に山林抖擞を宗とする天台系の修験者や勸進聖の活動が活発に展開されていた。所領は背振山を取り巻くように南の肥前国側から東、北の筑前国側と半円形に分布している。特に膝下に当たる肥前国の神崎庄と河副庄、筑前国側膝下の脇山に密に分布している。山内には多くの僧侶を抱え、背振山衆徒と総称されているが、所領支配や宗教上の問題を含めて背振山が抱える様々な問題に対処、執行する機関としては、一和尚を中心として僧位・僧官を帯びた僧侶により構成された機関が存在していた。

一五世紀後半以降、こうした背振山の在り方に大きな変化がみられる。特に筑前国脇山地方で、その様子を窺うことができる。政所をおいて、一和尚を中心とする山上衆徒による直接支配を行っていたが、一五世紀後半以降は村や名毎に坊に分け与えて、分割支配を行わせるようになり、その結果自ずから山上の執行機関も多くは坊の僧侶により占められるようになった。こうした所領支配変化の根底には、地侍層を中心とした百姓層の成長、それによる各村毎の地侍層を中心とする共同体Ⅱ惣村と横山郷（脇山院）としての村々の連合体Ⅱ惣郷の成立という在地構造の変化があった。一方こうして社会的・経済的に成長してきた地侍層等は、仏像の造立に結縁したり、自ら仏像を造立し、お堂に安置するなど宗教的営みも活発化させつつあり、背振山の僧侶は、こうした在地の宗教的要求に対応する形で、その宗教的活動を背振山上から麓の集落に移していった。その結果背振山上の僧侶も減少し、その事がまた所領の減少を招く結果となり、衰退していった。

注

- (1) 中野幡能編『筑前国宝満山信仰史の研究』名著出版、一九八〇年。森弘子『宝満山環境歴史学的研究』、財団法人大宰府顕彰会、二〇〇八年等。
- (2) 『首羅山遺跡―福岡平野周縁の山岳寺院―』久山町教育委員会編集・発向、二〇〇八年。
- (3) 九州歴史資料館編『筑前怡土雷山千如寺大悲王院』一九八九年。末吉武史「清賀上人像考―北部九州における山岳宗教美術の一例として」(『福岡市博物館研究紀要』第一七号、二〇〇七年)。
- (4) 『夷巍寺八坊と天台大師講』二丈町教育委員会発行、二〇〇九年。
- (5) 背振山の中世関係参考文献としては管見の範囲では以下のようなものが挙げられる。
中野幡能編『英彦山と九州の修験道』(昭和五二年、名著出版)所収の川頭芳雄「天台密教の背振山」及び波佐場義隆「背振山修験の歴史と宗教活動」。東背振村文化財調査報告書第四集『靈仙寺跡』(一九八〇年、佐賀県東背振村教育委員会)、特にその中の大園隆二郎「Ⅵ総括。吉田扶希子「背振山信仰の一考察」(西南学院大学大学院『文学研究論集』第二一号、二〇〇二年)。拙稿「背振山の所領支配と村落」(『九州史学』特集号、一九八七年)、同「筑前国早良郡脇山地方における村落の形成過程について」(附)『中世史料集』(福岡市教育委員会編『福岡市埋蔵文化財調査報告書第二六九集脇山Ⅱ』、一九九一年)、同「中世における水利・耕地の開発・村落の形成」(『九州史学』一二〇号、一九九八年)、

- 同「中世の背振山について」(福岡県教育委員会『福岡県営五ヶ山ダム関係文化財調査報告書Ⅰ 五ヶ山・小川内』、二〇〇八年)。特に、本稿は、「中世の背振山について」を、その後再考し直したものであり、内容上多少の重複があることをお断りしておく。猶、背振山関係の史料は、鳥飼文書、明光寺文書、結城文書、修学院文書、その他の史料として、『五ヶ山・小川内』に収録しており、本稿も基本的にはそれに拠った。史料番号も同書所収の番号である。
- (6) 青柳種信『筑前国統風土記拾遺』。
- (7) 「修学院文書」三・一〇・一一・一三・一五・一六号、「鳥飼文書」五号、「結城文書九号」、「その他の史料」五号。
- (8) 「鳥飼文書」一・五・六・一四・一六・二二号、「結城文書」二・三・四・六・七・八・一〇・一一号、「修学院文書」一・一六号、「その他の史料」四、二四号。
- (9) 「修学院文書」一三三号。
- (10) 「修学院文書」一〇・一六号。
- (11) 『玉林苑』。
- (12) 「修学院文書」一四号。
- (13) 「その他の史料」二号。
- (14) 前掲吉田論文、前掲末吉論文。
- (15) 前掲波佐場論文。
- (16) 『三代実録』。
- (17) 注(12)史料。
- (18) 注(5)論文。
- (19) 性空に関する史料は『兵庫県史』史料編中世巻に修められており、注(5)の川頭、波佐場、吉田論文にも触れられてお

- り、吉田にはこの他「性空の悟道と霧島」（西南学院大学大学院『文学研究論集』二三号、二〇〇四年）もある。
- (20) 「修学院文書」一六号。
- (21) 「その他の史料」二号。
- (22) 国文学研究資料館編『真福寺善本叢刊』第三卷、臨川書店、二〇〇六年。琳海については注(5)川頭・波佐場論文でも触れられている。
- (23) 末木文美士「真福寺藏・栄西『改偏教主決』をめぐって」(科学研究費補助金研究報告書『中世寺院の知的体系の研究』二〇〇七年)。教弁については後に述べるように、河副庄福満寺から背振に入山した僧で承久三年の筑後国高良社定額衆注文に新定額の最勝講衆として名前が見える(「筑後三船文書」・「長尾山年譜」)。「その他の史料」四号・八号。四〇年弱の年代の開きがあり、別人の可能性もあるが、参考までに指摘しておく。なお栄西関係の史料については川添昭二氏よりご教示頂いた。厚く御礼を申し上げます。
- (24) 「修学院文書」一五号。
- (25) 注(13)史料。
- (26) 「修学院文書」二号。
- (27) 河上宮古文書写(「その他の史料」一五号)。
- (28) 「修学院文書」一六号。
- (29) 注(24)史料。
- (30) 「修学院文書」一七号。
- (31) 注(26)史料。
- (32) 注(27)史料。
- (33) 注(28)史料。
- (34) 「結城文書」一〇号。
- (35) 「修学院文書」六号。
- (36) 「肥前背振辨財嶽界論 附録一」(「その他二二号」)。
- (37) 「修学院文書」四号。
- (38) 「修学院文書」一一号。
- (39) 前掲大園氏論文。
- (40) 「長尾山年譜一・二」(「その他の史料」八号)。
- (41) 「長尾山年譜一・二」(「その他の史料」一九号)。
- (42) 注(40)史料。
- (43) 「筑後三船文書」(「その他の史料」四号)。
- (44) 『靈仙寺跡』。
- (45) 「修学院文書」一号。
- (46) 「肥前背振辨財嶽界論 附録一」(「その他の史料」二六号)。
- (47) 『日本歴史地名大系42 佐賀県の地名』、平凡社、一九八〇年。
- (48) 注(9)史料。
- (49) 「修学院文書」九号。
- (50) 「修学院文書」一八号。
- (51) 注(43)史料。
- (52) 河上神社文書・河上宮古文書写(「その他の史料」一一・一二号)。
- (53) 実相院文書(「その他の史料」九号)。
- (54) 河上神社文書(「その他の史料」一〇号)。
- (55) 河上宮古文書写(「その他の史料」二三号)。
- (56) 河上神社文書・河上宮古文書写(「その他の史料」一五～一

七号)。

- (57) 注(5)拙稿。
(58) 「結城文書」一号。
(59) 「修学院文書」五号。
(60) 「結城文書」一〇号。
(61) 「修学院文書」一九号。
(62) 「鳥飼文書」一三号。
(63) 拙稿「中世における水利・耕地の開発・村落の形成」参照。
(64) 拙稿「背振山の所領支配と村落」を参照。
(65) 「修学院文書」五号。
(66) 「結城文書」一号。
(67) 「修学院文書」一〇号。
(68) 「修学院文書」三号。
(69) 「結城文書」二号。
(70) 「結城文書」八号。
(71) 「結城文書」六号。
(72) 注(70)史料。拙稿「背振山の所領支配と村落」参照。
(73) 「結城文書」七号。
(74) 「鳥飼文書」一四号。
(75) 「修学院文書」七号。
(76) 「修学院文書」一二号。
(77) 「肥前背振辨財嶽塚論 附録一」(「その他の史料」二二号)。
(78) 注(30)史料。
(79) 注(24)史料。
(80) 鰐口そのものは現在所在は不明であるが、銘文は『筑前国

- 続風土記附録』に記載されている。「その他の史料」二二三号。
(81) 結城氏については拙稿「背振山の所領支配と村落」参照。
(82) 仏像は現在も大日堂に安置されており、福岡氏文化財に指定されているが、胎内の木札や銘文は見る事が出来ない。これらの銘文は『筑前国続風土記拾遺』や『筑前国町村書上帳』に記載されているが、胎内銘は両書の間で語句の若干の違いがある(「その他の史料」二二四・二二五号)。
(83) 拙稿「背振山の所領支配と村落」参照。
(84) 「鳥飼文書」一三・二四号。
(85) 『靈仙寺跡』。「その他の史料」三一号。
(86) 拙稿「背振山の所領支配と村落」参照。
(87) 注(7)史料。
(88) 「筑前国早良郡背振山東門寺古証文」(福岡氏博物館編集・発行『黒田家文書第一巻』一九九八年)の注解。
(89) 福岡氏早良区大字石釜字下ノ畑に現在も鎮座しており、像底の銘文も読むことができる。猶『筑前国町村書上帳』にもこの銘文は収録されている。
(90) 鳥飼氏については拙稿「背振山の所領支配と村落」。「中世における水利・耕地の開発・村落の形成」を参照。
(91) 『肥前背振辨財嶽塚論 附録一』(「その他の史料」二二八号)。
(92) 注(61)史料。
(93) 「結城文書」一一号。
(追筆) 本稿の骨子は、昨年十一月「山の寺」研究会(於九州歴史資料館)に於いて報告させていただいた。貴重なご意見をいただいた研究会のメンバーの方々にお礼を申し上げます。